

令和 7 年 第 3 回 定例会
委員長報告

令和 7 年 9 月 26 日

文教厚生常任委員会

所管事務調査「子どもの育成環境整備に関する調査」の報告

令和8年4月に予定されている「瀬戸内町こども家庭センター」設置に伴い、文教厚生常任委員会では、令和7年3月から開始した所管事務調査「子どもの育成環境整備に関する調査」が終了しましたので報告いたします。

少子化が進行し、子どもや子育て世代を取り巻く課題が複合化・多様化する中、2024年に施行された改正児童福祉法等により、市区町村などの基礎自治体には「こども家庭センター」の設置が努力義務とされました。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する同センターの設置は、本町にとっても喫緊の課題であり、本視察は各自治体における「こども家庭センター」の設置・運営状況、少子化対策、子育て支援施策、組織体制、地域連携、及び子どもの権利に関する取り組みを調査し、今後の子育て支援施策の策定、特にセンターの円滑な設置・運用に資することを目的として実施いたしました。

令和7年4月17日に龍郷町を訪問し、こども家庭センターについて関係者から聞き取り調査を行いました。

龍郷町こども家庭センターは、既に子ども子育て応援課内に「子育て世代包括支援センター」と「子育て家庭総合支援拠点」が設置されていたためスムーズに「こども家庭センター」に移行することが出来たとのことでした。また、「こども家庭センター」設置の背景としては、対応困難なケース（特定妊婦、若年の精神疾患など）に対し、組織として一体的に切れ目のない支援を実施する必要があったとのことでした。課題としては、保健師の人材不足とのことでした。

令和7年4月23日に委員会を開き、瀬戸内町町民生活課・保健福祉課に聞き取り調査を行いました。その結果「令和8年4月に町民生活課内にこども家庭センターを設置。町民生活課の児童母子係と保健福祉課の保健予防係が1つになるようなイメージをしている。開設には、統括支援員1名、こども家庭支援員2名が常駐していなければならず、その人員確保と予算を令和7年10月までに検討し、令和8年4月からの運用を目指す。」とのことでした。

令和7年5月14日に福岡県田川市を訪問し、関係者から聞き取り調査を行いました。

田川市こども家庭センターは、0歳から18歳までの切れ目のない支援と強化と充実のため、令和6年4月に「こども家庭センター」を設置したことでした。母子保健機能と児童福祉機能に合わせて、スクールソーシャルワーカーもセンターに配置しているとのことでした。「こど

も家庭センター」設置後は、すべての妊娠婦、子育て世帯、子どもに対して、1か所で一体的に相談支援を行うことができるようになったため、市民の利便性が向上した。母子保健、児童福祉、学校に関する情報共有が今まで以上に迅速に行えることで、子どもに関する包括的な支援の向上を図ることができているとのことでした。課題としては、保健師が分散配置されたことにより、保健師が不足する事態が生じているとのことでした。

また、田川市では、全国的に子どもが犠牲になる事案が後を絶たない状況や、過去に子ども虐待事案が発生した背景から、子どもに関する人権課題への早急な対応の必要性が認識され、「田川市子どもの権利条例」を令和4年4月1日に施行したとのことでした。条例では、「子どもは無限の可能性を秘めた将来を担うこのまちの宝」と位置づけ、社会全体で愛情を持って子どもを見守り育て、健やかな成長が保障されるまちづくりを目指していくことを基本理念としていました。

令和7年8月6日に鹿児島県日置市を訪問し、関係者から聞き取り調査を行いました。

日置市は、令和元年度に子育て世代包括支援センター「チャイまる」を設置、令和4年度に家庭総合支援拠点をこども未来課に設置し、令和6年度4月1日にこれら二つの機能を統合する形で「日置市こども家庭センター『チャイまる』」を新たに設置したとのことでした。

また、「日置市こどもまんなか宣言」を掲げ、子どもを中心とした政策の充実を図っており、その成果として転入者の増加も見られるとのことでした。特に、福祉・教育・医療など 関係機関が横断的に連携して一体的に取り組む姿勢が印象的であり、相談しやすい窓口づくりや支援員の専門性向上の工夫がなされていました。

令和7年9月9日に委員会を開き、瀬戸内町町民生活課・保健福祉課に聞き取り調査を行いました。その結果「町民生活課と保健福祉課が連携し、人員体制の協議を総務企画課と進めており、設置場所は、町民生活課内に予定している。今後は県が主導する、未設置の市町村を対象としたワークショップに参加し、補助金や課題解決策についても検討していくとのことでした。

人員体制については、保健福祉課から保健師や専門士の配置が予定されており、保健福祉課予防係が担当していた母子保健事業などがこども家庭センターへ移管し、町民生活課・児童母子の職員と共に運用していきたいとのことでした。

以上の調査を踏まえ、令和7年9月9日に当委員会を開催し、調査結果の取りまとめを行い、別紙のとおりの意見を集約いたしました。

意 見 書

1. 体制整備の加速

子育て支援に特化した専管課を設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供するため、窓口を一元化すること。統括支援員・家庭支援員・保健師等の必置職を計画的に確保し、さらに研修等を通じて職員の実務能力向上に努められたい。

2. 横断連携によるワンストップ支援の実装

保健福祉・教育・保育・医療・地域団体等との定例協議体制を整備し、迅速な情報共有と縦割り解消を進めること。併せて窓口対応の丁寧さを徹底し、1か所で相談・デジタルでの申請手続き等が完結する仕組みを確立されたい。

3. 子ども最優先の理念明文化と全域展開

「子どもの最善の利益を最優先とする」理念を宣言や条例等の形で明文化し、町全体で共有すること。さらに、町内全域で子育て支援サービスを提供し、地域の声を広く反映できる仕組みを整えられたい。

以上の意見を町当局に申し入れることが適当であると決定しましたので、議長がそのように取り計って下さるようにお願い申し上げます。

以上で「子どもの育成環境整備に関する調査」の報告を終わります。